

テレコムMRA: 適合性評価機関における任命 及び認定

Japan MIC MRA 国際ワークショップ

2019年3月6日

Ramona Saar

NIST

Department of Commerce

United States

トピック

- テレコム MRA の基礎
- US MRA システム
- US-EU MRA
 - UKの EU離脱の影響
- US-カナダ (APEC TEL MRA)
 - カナダの 新規ワイヤレスデバイス試験所プログラム導入

テレコム MRAの利点: 貿易

- MRAsで規制当局が受け付け可能な適合評価機関(CAB)の結果数が拡大する
- CABs は他国からの認知の機会を得ることで国内の製造業者への提供サービスを拡大できる
- 製造業者は地元のCABsで海外の適合試験と認証を受けられる
- 製造業者が適合製品を上市するまでの時間とコストが削減される
- 人々が最新の電気通信製品にすみやかにアクセスできる

主なMRA コンセプト

- Telecom MRAs導入時には、規制当局は独自の技術要件や規制スキームを止めない
- Telecom MRAsの導入成功には、継続的なメンテナンスやコミュニケーションが必要である
- 国際適合性評価基準や規制スキームがステークホルダーに影響を与える。

テレコム MRA ステークホルダー

消費者

電気通信規制当局

指定 (通知) 当局 (DA)

認定機関(AB)

CABs

認証機関 (CB)

通知機関(NB)

試験所 (TL)

製造業者

US MRA システム

規制当局

○FCC

FCC要件に準拠する国内
外のCABを承認

指定当局

○NIST

FCCに米国のTCBを指定する

海外MRAパートナーにUS CAB
を指定する

○FCC 認定US 試験所 認定機
関

FCCにUS CABを指定する

US テレコム MRA パートナー

BILATERAL MRAs

(個別契約):

- 日本
- 欧州連合
- UK (新規)
- イスラエル
- メキシコ

APEC TEL MRA

(単一の合意と二国間での書簡のやり取り):

- Phase I: オーストラリア, 台湾, 韓国, マレーシア, ニュージーランド, ベトナム
- Phase I および Phase II: カナダ, 香港, シンガポール

2 FCC機器認可プロセス

- 認証
 - 47 CFR Section 2.907
- 供給者の適合宣言(SDoC)
 - 47 CFR 2.906
 - 認定試験所使用に関する要件はなくなった

リマインダー: 2017年11月2日をもって-FCC 旧 DoC および Verification プロセスを廃止した。2018年11月2日までこれらの機器認可が可能だったが、移行期間は終了した

FCC 認証

- ステップ 1
 - FCC 認定試験所による試験
 - 試験所はFCC認定ABによる 適切なFCC試験範囲についての認定が必要
- ステップ 2
 - FCC 認定TCBによる認証
 - TCBはFCC認定ABによる適切なFCC 認定範囲についての認定が必要

FCC 試験所認定の3つの方法

○ US 試験所

- FCCが認めたUS ABに認定される
- そのABによりFCCIに指定される

○ MRA 国の海外試験所

- FCCが認めたMRA国のABに認定される
- MRA パートナーの指定当局に認定される

○ 非MRA国の海外試験所

- FCCが認めたABの内、その非MRA国の試験所認定を認められたABに認定される
- そのABによりFCCIに指定される

非MRA締結国にある海外の試験所

- FCCにより特定の非MRA国の試験所のFCCへの指定を承認されたAB: [FCC Test Firm Accrediting Bodies](#) ウェブサイト

Active Test Firm Accrediting Bodies (TFAB)

Filter Test Firm Accrediting Bodies by recognized to assess in countries:

Alias	Name	Address	Country	Contact	Phone Number	Fax Number	E-mail	Recognized to assess in
NVLAP	National Voluntary Laboratory Accreditation Program	100 Bureau Drive Gaithersburg, MD 20899-2140	United States	Amanda McDonald	301-975-5627	301-926-2884	Amanda.mcdonald@nist.gov	China India Indonesia Philippines Russian Federation Switzerland Thailand Ukraine United States Canada
ISED	Department of Innovation, Science and Economic Development (ISED) Canada	235 Queen Street Ottawa, Ontario, K1A 0H5	Canada	Yan Losier	343-291-1267	866-694-8389	yan.losier@canada.ca	
BSMI	Bureau of Standards, Metrology and Inspection	4, Chinan Road, Section 1 Taipei, 100	Taiwan	Chiu-Kuo Chen	886-2-33432273	886-2-33433991	chukuo.chen@bsmi.gov.tw	Taiwan
NCC	National Communications Commission	No. 143, Yan-Ping S. Rd Taipei, 100	Taiwan	Jhih-Chang Shieh	886-2-33438421	886-2-2343-3699	jcchang@ncc.gov.tw	Taiwan
RRA	National Radio Research Agency	1086, Sindo-ri, Sanpo-myeon, Naju-si Jeollanam-do Naju, 520-833	South Korea	Hyunshin Choi	82-61-338-4723	82-61-338-4719	david7937@korea.kr	South Korea
IDA	Infocomm Media Development Authority of Singapore	10 Pasir Panjang Road #10-01 Mapletree Business City Singapore, 117438	Singapore	Yim Leng Woo	6562111915	6566592502	woo_yim_leng@imda.gov.sg	Singapore
EUBE01	SPF Economie. PME. Classes moyennes et Eterale	16 Boulevard du Roi Albert II	Belgium	Tina	32-2-	32-2-299-80-	GROW-NANDO-	Belgium

FCC TCB 認定の2つの方法

- 国内TCBs
 - NIST/NVCase が認めたUS AB に認定される
 - NISTによりFCCに指定される
- MRA締結している国のTCBs
 - FCCが認めたMRA国のABに認定される
 - MRAパートナー指定当局に指定される
- 非MRA締結国のTCBs
 - なし – MRAが必要

FCC MRA資料

- FCC MRA 手順
- FCC 認定試験所プログラムの役割と責務
 - FCC 試験所評価チェックリスト
 - FCC 試験ファーム検索
- FCC TCB プログラムの役割と責務
 - FCC TCB 評価チェックリスト
 - FCC TCB 検索
- FCC AB 認定手順
 - FCC Active Test Firm AB (TFAB) 検索

指定当局としてのNIST

- DAは CABs間 (TLs および CBs), AB および 電気通信当局の間の橋渡しをする
- 規制当局は、指定プロセスへのDAの関与レベルを決定する
- 関係者全員 (TLs, CBs, ABs および DA)は、満たす必要があるすべての要件を明確に識別する最新の包括的な情報にアクセスできる場合、役割を改善できる

NIST 指定基準 & CAB リスト

- NIST Designation of US CABs to MRA Partnersの要件
- 認定された US CABsのリスト
 - NIST Lists
 - MRA Partner Lists



US-EU MRA
英国(UK) のEU離脱

英国のEU離脱 – 合意

- 2019年3月29日 – 英国のEU離脱日
- EU-UK “離脱合意” 承認および批准–2019年3月30日に発効
- 2019年3月30日から2020年12月31日までの移行期間, また最長2年の延長もありうる
- 移行期間中は, EUが締結した国際協定の目的のために英国は加盟国として扱われる
- 2019年3月29日までに合意されれば, 移行期間中 英国は引き続き EU-US MRAが適用される

離脱 – ノーディール

- しかし、EUと2019年3月29日までに合意がない場合(ノーディール)はどうか？
 - UK ガイダンス – Broad(全般)
 - How to Prepare if the UK Leaves the EU with No Deal (ノーディールに備える方法)
 - UK ガイダンス – New Approach Directives(新アプローチ指令)
 - Trading Goods Regulated Under the ‘New Approach’ if There’s No Brexit Deal (ノーディールの際に「New Approach」が適用される貿易品)

UK –New Approach Documentのガイダンス

- EUの要件を満たす製品は、期間限定で引き続きUK市場に上市できる
- 最終的にUKは、CE markに代わる新規適合マークを策定する
- EU整合規格は、UKの「指定規格」となる。UKの離脱に伴い、これらはOJEUで発行されたEU整合規格と同じになる
- UK 通知機関が評価した製品は、EU市場への上市の前にEU 認定NBによる再評価が必要

UK – USとの通商継続

- US-UK Trade and Investment Working Group (TIWG)
 - 2017年7月設立
 - UK のEU離脱後の英米の通商継続が焦点である
 - 英米政府機関の間で複数部門の討議と会議が開催されている

UK – MRA 検討

- ゴール: US-EU MRA 2件の継続
 - US-EU Framework MRA (1998) – 3つの部門別アネックス
 - 電気通信機器
 - ICT グッズのEMC
 - [医薬品の適正製造基準]
 - US-EU 船用機器MRA

UK – New US-UK フレームワーク MRA

- A New US-UK Framework MRA が2019年2月14日に署名された
 - テレコム機器 Sectoral Annex
 - EMC Sectoral Annex
 - EU Directivesに代わるUK規制の参照
- USTR プレスリリース
- UK 議会への説明
 - 批准プロセスまで21日 – 2019年3月26日の見込み

UK – New US-UK フレームワーク MRA

- 英米両国が導入手順を終えた および UKがEUを離脱した場合に発効
 - UKおよびEC が「離脱協定」に2019年3月29日までに達した場合、数年間は必要ではない可能性
- EUが現在認定している米国内のUS NBs, およびFCCが現在認定している米国内のUK 試験所およびUK TCBs は引き続き(英国離脱の)1日目に新規MRAの下で認定される
- 事件の経過と共に, UK 規制はECの規制から外れる可能性があり, UK関連の追跡を専任とするより多くのステークホルダーリソースが必要になる.



APEC TEL MRA

カナダ

新ワイヤレスデバイス

試験所プログラム

背景

- 2017年8月に ISED からの照会([Consultation on New requirements for Wireless Device Testing Laboratories](#))
- ISEDの現行の無線機器試験所のため試験所登録プログラムは2019年3月15日に中止される
- それ以降は, ISEDは 特定のRSS/BETS 規格についてISEDが指定・認定したUS試験所からの試験報告書のみを受け付ける
- ISEDのPhase-I MRAによる認定の新規基準と手順はこちら:
 - [REC-LAB — Procedure for the Recognition of Foreign Testing Laboratories](#)

新規要件の一部

- Absは非MRA国にある認定試験所の指定を受けるためISEDへの申請が必要
- 試験所はが認定したABによるRSSおよびBETS規格についての評価が必要
- Absは新しいISED チェックリストを使用したCABsの評価が必要
- 試験所はISEDが正式認定したDAを通じた申請が必要
- ISED認定CBsは、ISED認定試験所のみを使用することを確保する手順の更新が必要(カナダについて)

主な課題


- ISEDの Test Laboratory Technical Assessment Checklist(試験所技術評価チェックリスト)
 - AB/評価者により完成; ISEDに提出
- Absは専任評価者リソースであり、評価のサイクルに含まれないこと
- 試験所が 暫定/追加国内および/または国際評価について費用を負担しなくてはならない
 - US はカナダのISEDと話し合い、新チェックリストを完成させるために一部の試験所について遠隔評価を可能にした

移行状況

- ISED認定Absリスト
 - 非MRA国のABs [3 ABs (US内)]
- ISED 認定CABリスト – Phase I
 - ワイヤレスデバイス試験所 [>38 US および日本3]
 - [および端末アタッチメント試験所]
- ISED認定CABsリスト – Phase II
 - 認定機関
 - 2019年3月15日以降, CBsは ISED 認定試験所が作成した試験報告書のみを受付可能.
 - 試験報告書は機器認証がISEDに提出されてから1年以内に作成されること

トピックのまとめ

- MRA 利点 & コンセプト
- US MRA システム概要
- US-EU
 - UK離脱時には、かつてUS-EU MRAによる認定を受けたCABに何が起きるのか
 - 英米の通商継続および 新規 MRA交渉の取り組み
- カナダ
 - 2019年3月15日が新ISED ワイヤレス試験所プログラムの締め切り-登録の終了
 - 導入の課題



ありがとうございました.

質問をどうぞ

連絡先

Ramona J. Saar

NIST, Program Manager

ramona.saar@nist.gov

MRAについてのご質問

こちらにご送付ください mra@nist.gov